

○糸魚川市建設工事成績評定実施要領

平成17年3月19日

訓令第42号

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ適確な検査を実施し、請負業者の適正な選定及び指導育成を図り、工事の質的向上に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定の対象とする工事は、原則として1件の請負金額が500万円以上の請負工事について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、除却工事又は市長が認める工事については、この要領による評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、建設工事請負基準約款第33条第2項で定める検査職員（以下「検査職員」という。）、同約款第11条に定める監督員（以下「監督員」という。）及び工事主管課長又は工事主管係長とする。

(成績評定の方法)

第4条 評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評定するものとする。

3 工事成績の採点は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げる表により行うものとする。

(1) 土木 工事成績採点表（土木）（様式第1号）

(2) 建築等 工事成績採点表（建築等）（様式第2号）

4 細目別評定点の算出は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げる表により行うものとする。

(1) 土木 細目別評定採点表（土木）（様式第3号）

(2) 建築等 細目別評定採点表（建築等）（様式第4号）

5 評定にあたっては、次の表の左欄に掲げる評定者及び中欄に掲げる工事区分に応じ、

同表の右欄に掲げる工事成績採点の審査項目の審査項目別運行表により行うものとする。

| 評定者 | 工事区分 | 工事成績採点の審査項目の審査項目別運行表の区分 |
|----------------|------|-------------------------|
| 監督員 | 土木 | 別紙1の1から別紙1の5まで |
| | 建築等 | 別紙7の1から別紙7の12まで |
| 工事主管課長又は工事主管係長 | 土木 | 別紙2の1から別紙2の4まで |
| | 建築等 | 別紙8の1から別紙8の5まで |
| 検査職員 | 土木 | 別紙3の1から別紙3の36まで |
| | 建築等 | 別紙9の1から別紙9の8まで |

6 前項の評定を行う場合は、次に掲げる留意事項等を考慮するものとする。

- (1) 記入方法及び留意事項（別紙4）
- (2) 施工のプロセスチェックリスト（土木）（別紙5の1から別紙5の8まで）
- (3) 施工のプロセスチェックリスト（建築等）（別紙10の1から別紙10の3まで）

7 工事における「工事特性」、「創意工夫」及び「社会性」に関しては、受注者は、当該工事における実施状況を別紙6の1及び別紙6の2により提出できるものとし、提出があった場合は、工事の成績評定に当たって適切に反映させるものとする。

（評定の報告及び通知）

第5条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく工事主管課長へ採点表を提出するものとする。

2 工事主管課長は、評定者から採点表等の提出があったときは、遅滞なく工事成績評定通知書（様式第5号及び別表）を当該工事の請負業者に通知するものとする。

（評定の修正）

第6条 市長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

（説明請求等）

第7条 第5条又は前条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により評定の結果について、説明を求めることができる。

2 前項の規定による説明を求められたときは、説明請求を受理した翌日から起算して

1 週間以内に書面（様式第 6 号）により回答するものとする。

（再説明請求等）

第 8 条 前条第 2 項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して 14 日以内に、書面により評定の結果について、再説明を求めることができる。

2 前項の規定により説明を求められたときは、糸魚川市請負工事成績評定評価委員会の審議を経て書面（様式第 7 号）により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 3 月 19 日から施行する。

前 文（平成 25 年 5 月 1 日訓令第 16 号）抄
平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 14 日訓令第 5 号）

この訓令は、令達の日から施行する。

別表（第 5 条関係）
項目別評定点（契約番号 ）

| 評価項目 | 細別 | 評定点／満点 |
|---------------|-------------|-----------|
| 1 施工体制 | I 施工体制一般 | ／ 3.3 点 |
| | II 配置技術者 | ／ 4.1 点 |
| 2 施工状況 | I 施工管理 | ／ 13.0 点 |
| | II 工程管理 | ／ 8.1 点 |
| | III 安全対策 | ／ 8.8 点 |
| | IV 対外関係 | ／ 3.7 点 |
| 3 出来形及び出来ばえ | I 出来形 | ／ 14.9 点 |
| | II 品質 | ／ 17.4 点 |
| | III 出来ばえ | ／ 8.5 点 |
| 4 工事特性（加点のみ） | I 施工条件等への対応 | ／ 7.3 点 |
| 5 創意工夫（加点のみ） | I 創意工夫 | ／ 5.7 点 |
| 6 社会性等（加点のみ） | I 地域への貢献等 | ／ 5.2 点 |
| 7 法令遵守等（減点のみ） | | ／ 0.0 点 |
| 評定点合計 | | ／ 100.0 点 |